

第5回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議
「基本戦略分科会」

平成19年10月2日(火)
10:00~12:30
経済産業省別館1038号会議室

議 事 次 第

○ 議 事

包括的な次世代育成支援の枠組みの検討について

[ヒアリング]

1. 東京都（認証保育所、家庭的保育事業）
 - ・ 東京都福祉保健局少子社会対策部
参事（保育施策推進担当） 松原 定雄
2. 福井県（NPOを活用した一時預かり事業）
 - ・ 福井県健康福祉部子ども家庭課
参事 辻岡 雄幸
 - ・ NPO法人子育てサポートセンター きらきらくらぶ
理事長 林 恵子
3. NPO法人子育てひろば全国連絡協議会（当事者主体の子育て支援活動）
 - ・ NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山 千鶴子

[配付資料]

- 資料 1 包括的な次世代育成支援の枠組みの検討について
- 資料 2 次世代育成支援に関係する制度の現状と課題

[ヒアリング資料]

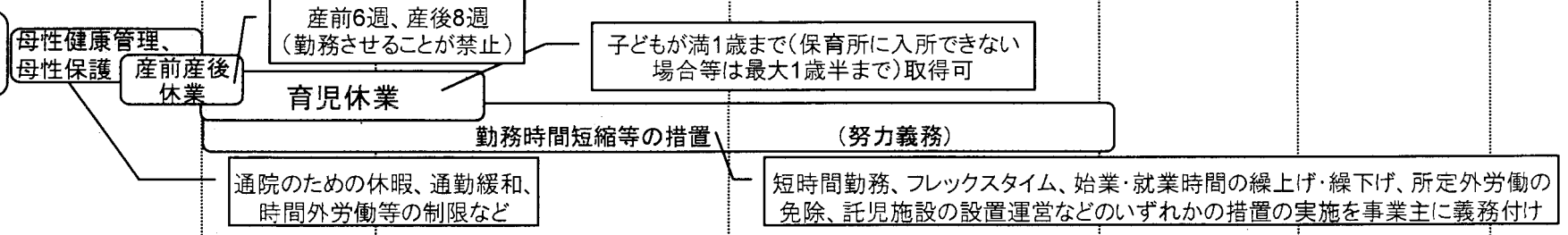
- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議
基本戦略分科会ヒアリング資料 (東京都)
- ・ すみずみ子育てサポート事業の概要 (福井県)
- ・ 地域子育て支援拠点の活動と地域子育て支援のあり方
(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会)

包括的な次世代育成支援の 枠組みの検討について (第4回の議論の整理)

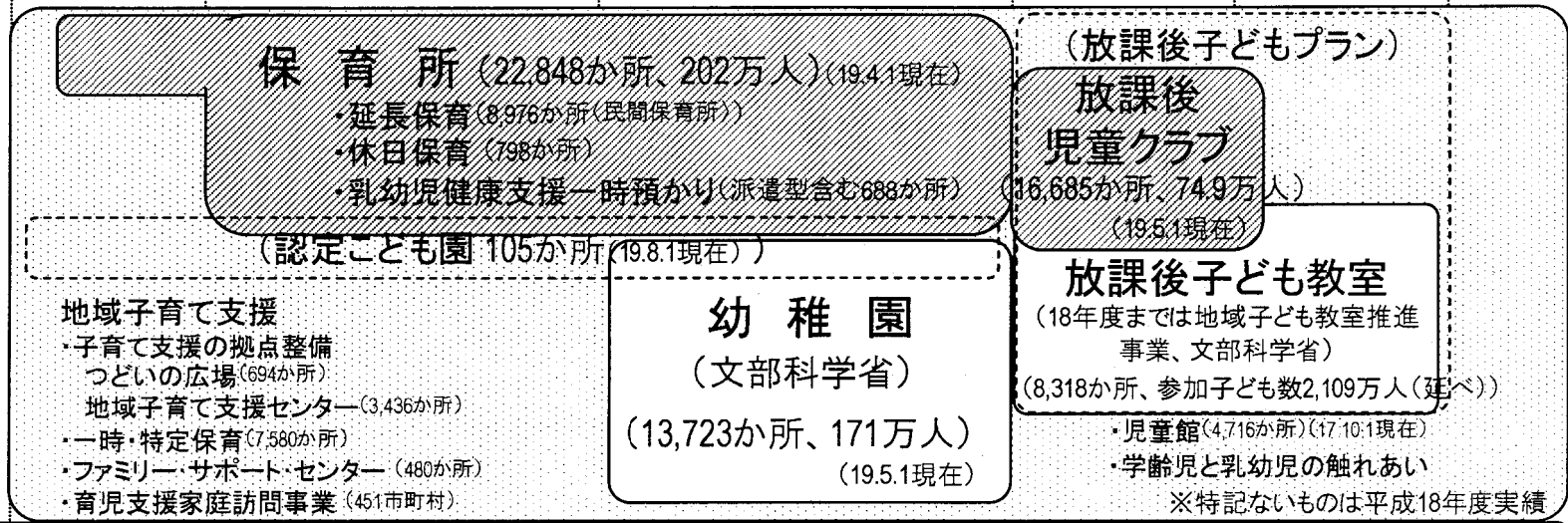
次世代育成支援に関する制度の現状(前回資料に加筆)

0歳 1歳 3歳 6歳 9歳 青少年期

働き方



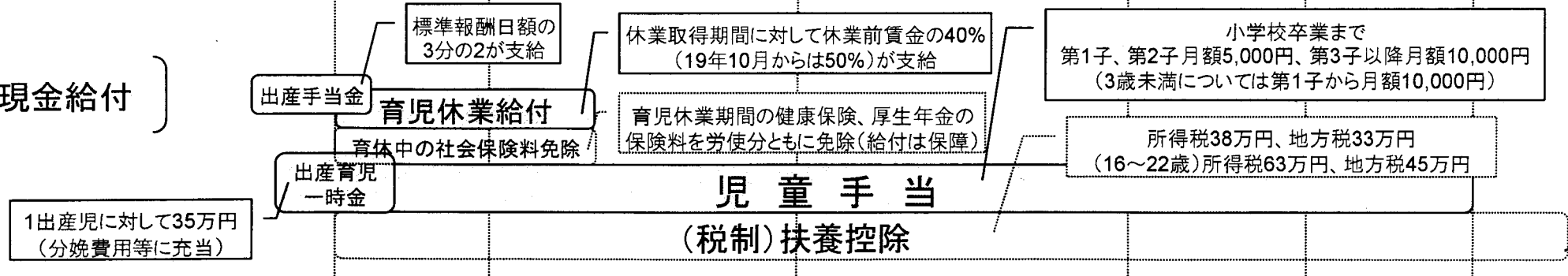
保育
放課後児童



地域
子育て支援

母子保健サービス

現金給付



機能

支援の内容(典型的なもの)

片働き家庭

共働き家庭

親の就労と子どもの
育成を支える支援

すべての子育て家庭に対する
支援

(対個人給付) (対集団支援)

(雇用政策) 育児休業(給付)、短時間勤務制度等
(福祉政策) 保育 放課後児童クラブ

1

(現物給付) 一時預かり (現金給付) 出産・育児一時金 児童手当

2

健診・全戸訪問 子育て支援拠点 放課後子ども教室

3

4

①

○出産前から低年齢期の支援の充実の必要性

- ・ 子どもを育てながら働き続ける希望を持っていても、現実には多くの者が出産を境に離職。働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因。
- ・ 3歳を超えると幼稚園、保育所含めて未就学児童のかなりの割合をカバーしているが、3歳未満の時期の保育所利用率は2割にとどまっている。

○育児休業と保育の切れ目のない支援が提供できていない

- ・ 子どもを育てながら雇用を継続することを支援する観点からは「育児休業」と「保育」は裏表の関係にあるが、「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ・ 保育所入所の大部分は年度替わりの時期で、待機児童の多い地域では年度途中(特に年度後半)の入所が困難。このため、保育所入所のために育児休業利用が長期化したり、逆に、育児休業を十分に取得できないケースが存在。

○保育サービスの量的な不足と不十分な整備計画

- ・ 「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できない待機児童が存在。特に、大都市部、1～2歳児(育児休業明け)では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化。
- ・ 「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分に反映されない。
- ・ 学齢期の放課後対策についても、待機児童やサービス空白地域が存在。

○多様な働き方への対応が不十分

- ・ 短時間勤務制度は、事業主がとるべき措置の一つとしての位置付けにとどまり、希望しても利用できないケースが存在。
- ・ また、待機児童が存在する大都市部では、フルタイム労働者以外の働き方では保育所入所が難しい場合が存在。

子どもを育てながら働き続けることを希望する者に対して、育児休業と保育のどちらかが必ず保障される、あるいは両者の間のシームレスな移行や組合せが可能な仕組みの構築

子どもを育てながら働き続ける者が増加する見通しに対応した保育サービスの整備、目標設定

「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とするための、育児期の働き方(休み方)、保育双方の多様化、弾力化

①

【第4回分科会における議論】

- ・ 少子化が進行し将来の児童数が減少する見込みのある中で、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に必ずしも積極的でないケースがある。
- ・ 現行の認可保育所のみで対応することは困難。サービス提供の選択肢の多様化が必要。
- ・ 育児休業の取得についても保育サービスの提供についても、就業継続を希望する者のニーズを必ずしも満たしておらず、実効性が低い。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進した場合のニーズの変化を踏まえた対応が必要（保育の絶対量の増加と保育時間の多様化、長時間保育ニーズの減少）。

質の確保された保育サービス提供の選択肢の多様化

②

○働いているいないにかかわらずすべての子育て家庭に生ずる一時預かりのニーズへの不十分な対応

- ・ 日常的に保育に欠ける状態であってもなくても、一時的に子どもを預ける需要は誰にでも発生するが、このような需要に対する事業(一時保育)については、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数も限られ、また、必ずしもあらかじめ子育て家庭がどの程度サービスを利用できるかも明らかでない。
- ・ 多様な働き方に保育サービスが十分に対応できていないために、一時的な預かり需要に対応する一時保育事業が不定形就労の受け皿になっている実態がある。

○児童手当と他制度との関係が不明確

- ・ わが国の児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に重点化した給付となっているが、低年齢児童を養育する家庭の子育ての負担感は経済的負担感のほかに肉体的・精神的な負担感が強く、支援ニーズと支援方策が必ずしも整合的ではない。
- ・ 我が国においては、児童手当と税制における措置が、それぞれに講じられている。

すべての子育て家庭に対する現金給付、現物給付を通じた支援の普遍的な保障

子育て家庭のニーズの違いや変化に対応した、児童手当と現物給付、税制を通じた総合的な支援

【第4回分科会における議論】

- ・ NPO法人が一時預かりなどの支援サービスを提供していて、子育て家庭の支持を得ている。
- ・ いくつかの国では、児童手当と税制が連動する仕組みがとられているのに対して、わが国では両者が施策として分断されている。
- ・ 現金給付も家族政策の重要な柱であり、諸外国と比べて、経済的支援の水準が劣っていることは明らか。

多様な主体の活用

③

○子育て家庭を支える基盤的な取組の不十分さ

- ・ 妊婦や乳幼児に対する健診の実施率は高いが、親子の交流や相談、親子関係の構築を支援するサービスの普及度合いが低く、すべての子育て家庭が利用できる(支援が受けられる)状況に至っていない。
- ・ 児童虐待など特別な保護を必要とする児童が増加する中で、発生予防の観点からもすべての子育て家庭を対象としたアプローチの充実が求められている(生後4か月までの全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」を今年度から実施。初年度は約7割の市町村で実施)。

【第4回分科会における議論】

- ・ 安心して親子で過ごせる場所、子どもが自由に遊べる公園、安心できる放課後の居場所など、個人にとってお金で買えない社会的な子育て基盤がないことが、子育ての不安感を深刻化させており、この整備に優先的に取り組むべき。
- ・ NPOなど民間主体による保育以外の周辺的な子育て支援サービスの展開がみられるがこのようなものを枠組みの中にどのように位置付けていくか。

子育てをする親や親子関係の構築に対する支援、児童虐待の発生予防の観点

すべての子育て家庭が利用可能な面的な整備

民間(当事者)主体の取組の重視

4

○施策の総合性、体系性の欠如

- ・ 次世代育成支援に関しては、医療保険、雇用保険、児童福祉、母子保健等の各制度において、それぞれの制度の考え方に基づいて、給付内容、費用負担の方法等が定められており、どのような支援ニーズに対して、どのような給付が保障されるか体系立った制度となっていない。
- ・ 育児休業と保育を例に挙げれば、ともに親の就労と子どもの育成を支援する機能を持つが、育児休業給付は主に労使折半の保険料、保育は主に公費。このため、育児休業が取得しにくい場合0歳児の保育のコスト(1歳児に比べて高額)は市町村にかかり、逆に、市町村の保育サービス不足により育児休業を延長(保育所入所できない場合1歳6か月まで可能)するコストは労使にかかることとなっている。

施策の機能に着目した支援の内容、保障すべき水準や実施主体、費用負担などの体系化

【第4回分科会における議論】

○家族政策の施策の規模の拡大と財源確保

- ・ 他国に比べて、全体の財政的な規模が小さい。希望するすべての者が育児休業が取得でき、保育を利用できるようにするだけでも相当の金額が必要。
- ・ 「子育て基金」という形で、税、事業主負担、個人負担をトータルに考えた一つの総合的な財源確保策を検討すべき。
- ・ 待機児童、出生率の低さ、就業率の低さ、いずれも都市部の問題。全国一律施策なのか、施策の必要度の高い都市部に重点を置いた施策展開を考えるのかという論点が存在。
- ・ 地方交付税の減額や高齢者関係経費の増額に伴って、地方で子育て支援拡充の財源確保が困難となっており、子育て支援策に関しても、地域間の格差が拡大。市町村が施策を展開できる財源の確保が重要。

家族政策の規模の拡大、特に就業継続の増加を支える給付規模の算出と確保

様々な主体が重層的に子育て家庭を支える費用負担の仕組み

待機児童などサービス基盤整備が不十分な都市部と、サービス基盤は整備されているが財政困難で十分な施策展開ができない地方という地域特性を踏まえた支援

④

【第4回分科会における議論】

○施策の優先度、組合せ(バランスとタイミング)

- ・ 専業主婦の子育て負担感の大きな原因の一つが就業中断とそれに伴う所得の減少。就業継続できる体制整備が必要。
- ・ 児童手当の増額と地方負担の増加により、子育て基盤の整備に振り向ける財源確保が困難になっている。いくら現金給付を増やしても基盤整備が遅れては子育ての不安感は解消しない。
- ・ 現金給付と現物給付のバランスとタイミングの議論が必要。

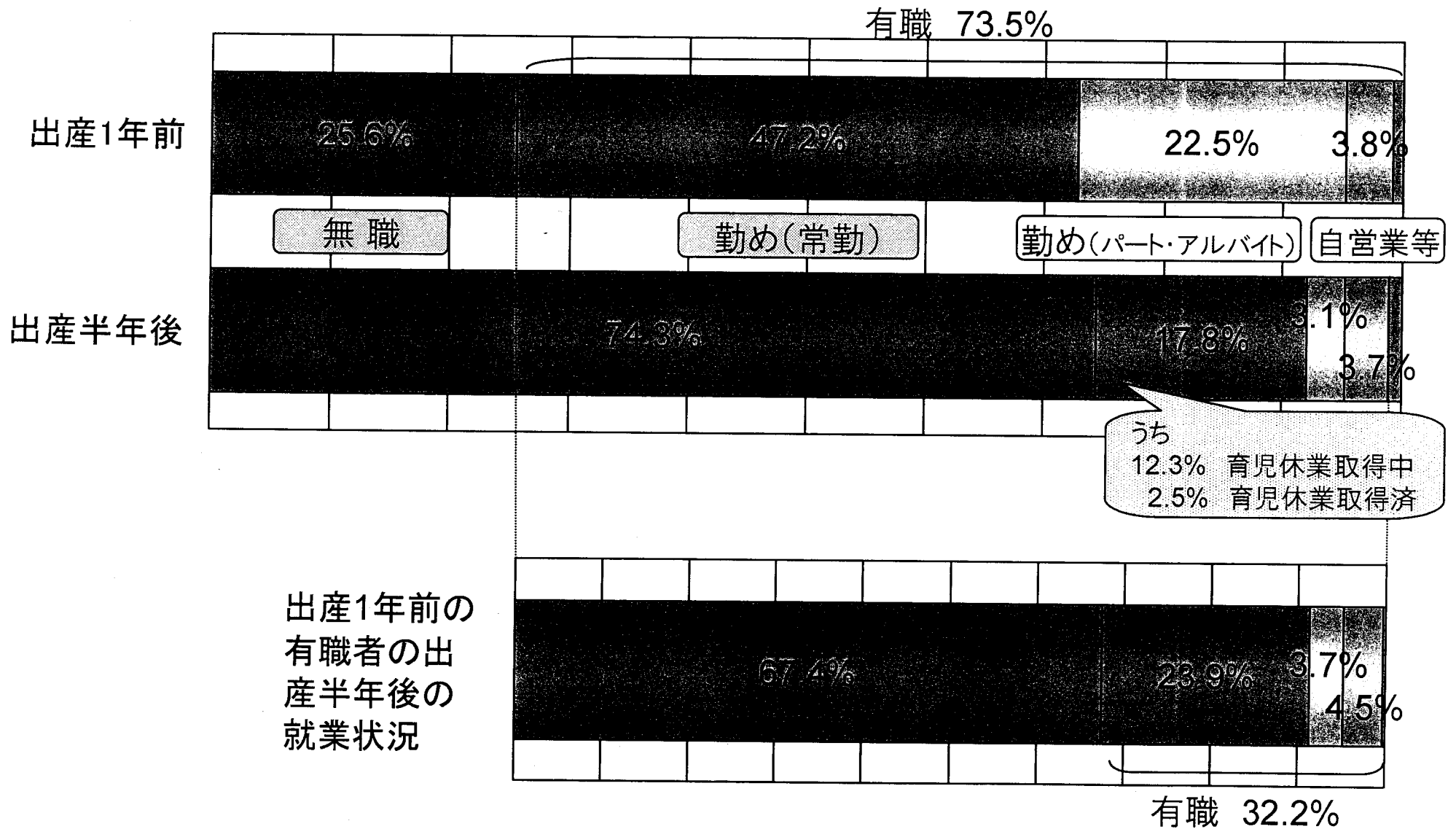
○包括的な枠組みを考える際の射程

- ・ 生まれる前、子どもを生む時点での支援が議論から抜け落ちがち。
- ・ 家族形成の支援について議論しておく必要性。

子育て家庭の支援ニーズに対応し、現金給付と現物給付とのバランス、タイミングを考慮した充実

次世代育成支援に関する 制度の現状と課題 (第4回資料の補足)

第1子出産前後の女性の就業状況の変化(1)

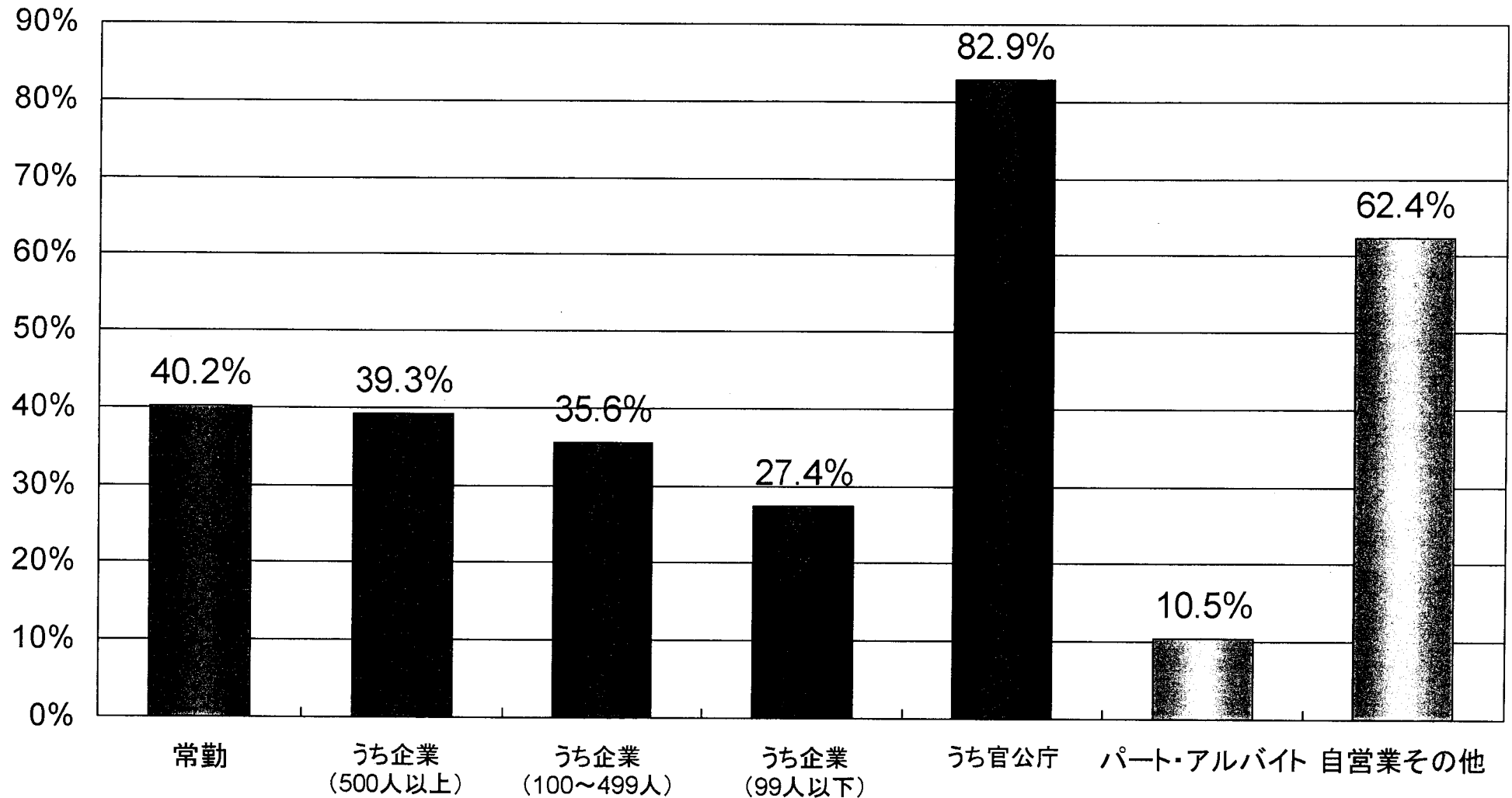


(注) 調査対象は平成13年1月10日～17日、7月10日～17日の間に出生した子の母親

(資料) 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査結果」(平成14年)

第1子出産前後の女性の就業状況の変化(2)

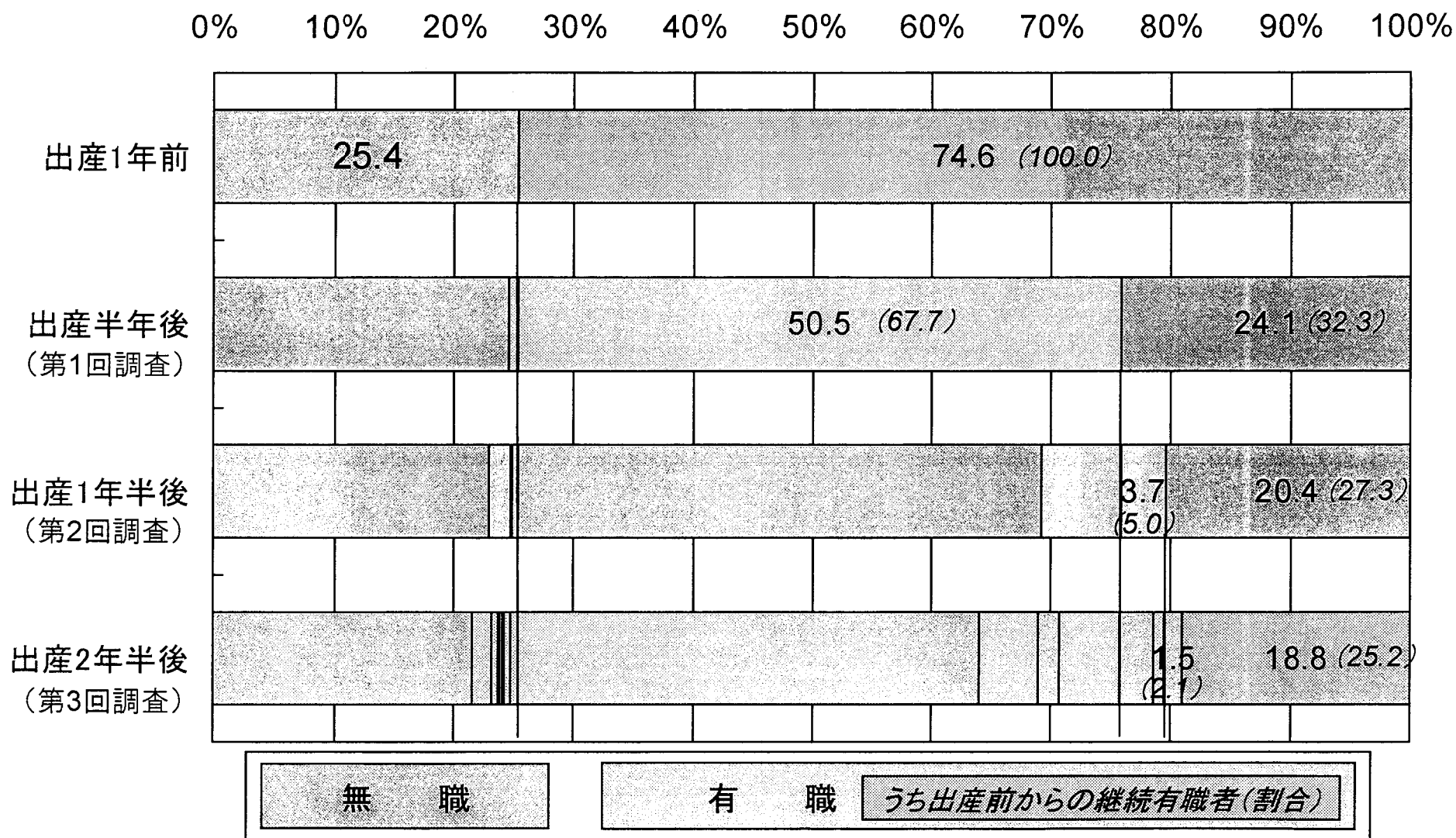
○ 第一子出産1年前に有職だった母親の出産半年後も継続して就業している割合



(注) 調査対象は平成13年1月10日~17日、7月10日~17日の間に出生した子の母親

(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査結果」(平成14年)

第1子出産前後の女性の就業状況の変化(3)

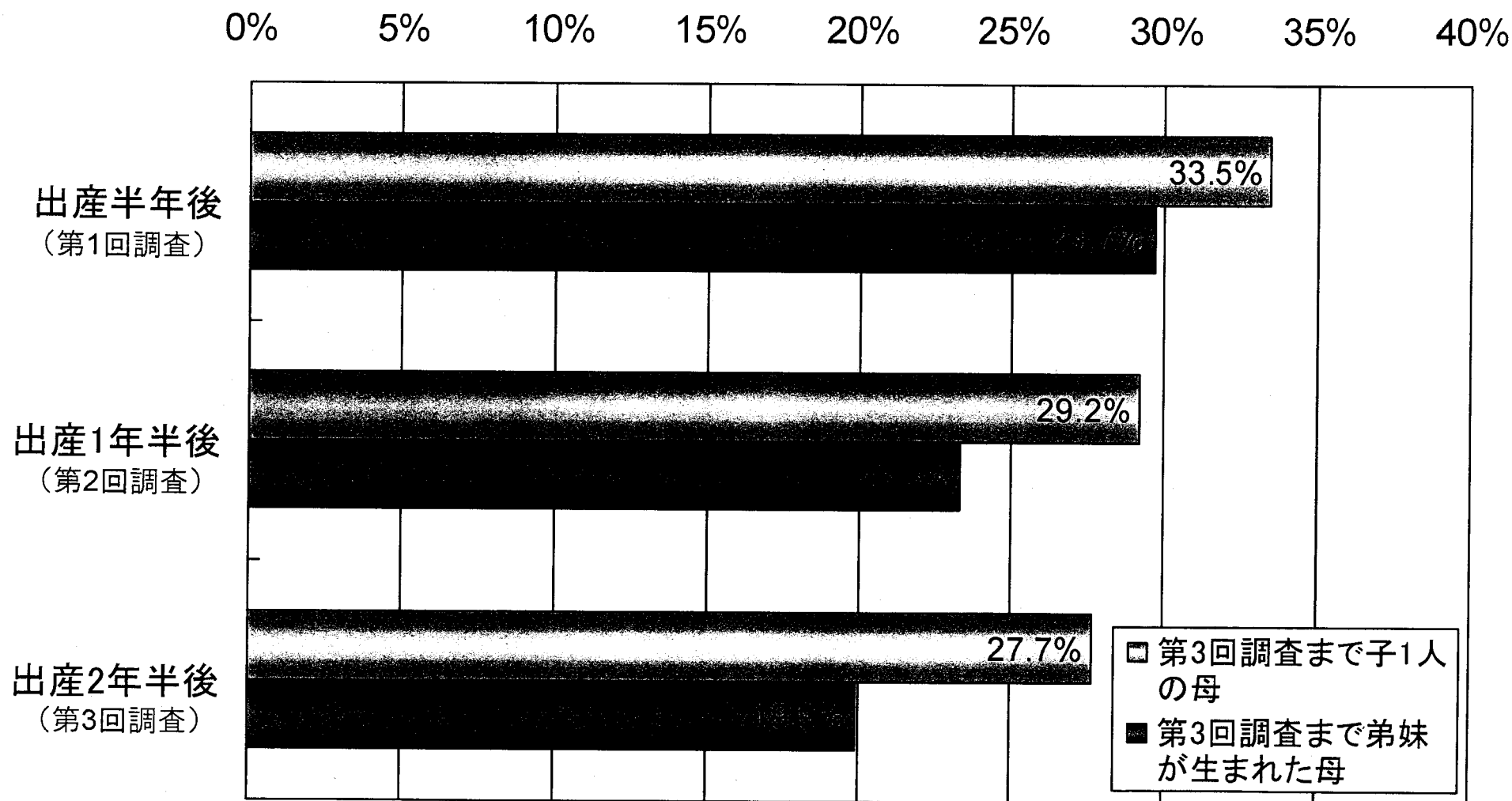


(注) 平成13年1月10日～17日、7月10日～17日の間に第1子を出生した子の母親で、第1回～第3回調査まで回答を得た者を集計(就業状況不詳の者を除く。その後に弟妹の出生があった者となかった者両方を含む)

(資料)厚生労働省「第3回21世紀出生児縦断調査結果」(平成16年) 3

第1子出産前後の女性の就業状況の変化(4)

【出産1年前に有職だった者のうち、その後有職が継続している者の割合】

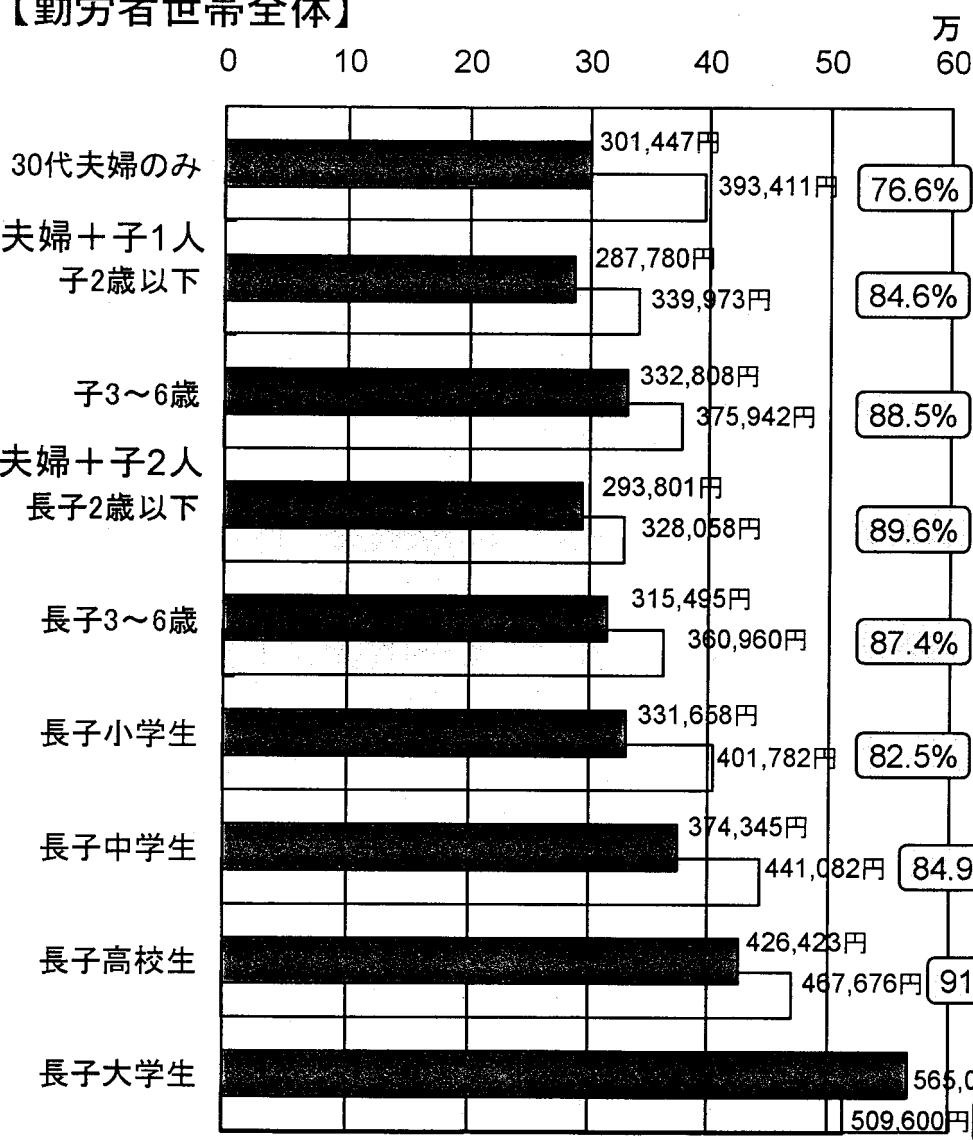


(注) 平成13年1月10日～17日、7月10日～17日の間に第1子を出産した子の母親で、第1回～第3回調査まで回答を得た者を集計(就業状況不詳の者を除く)

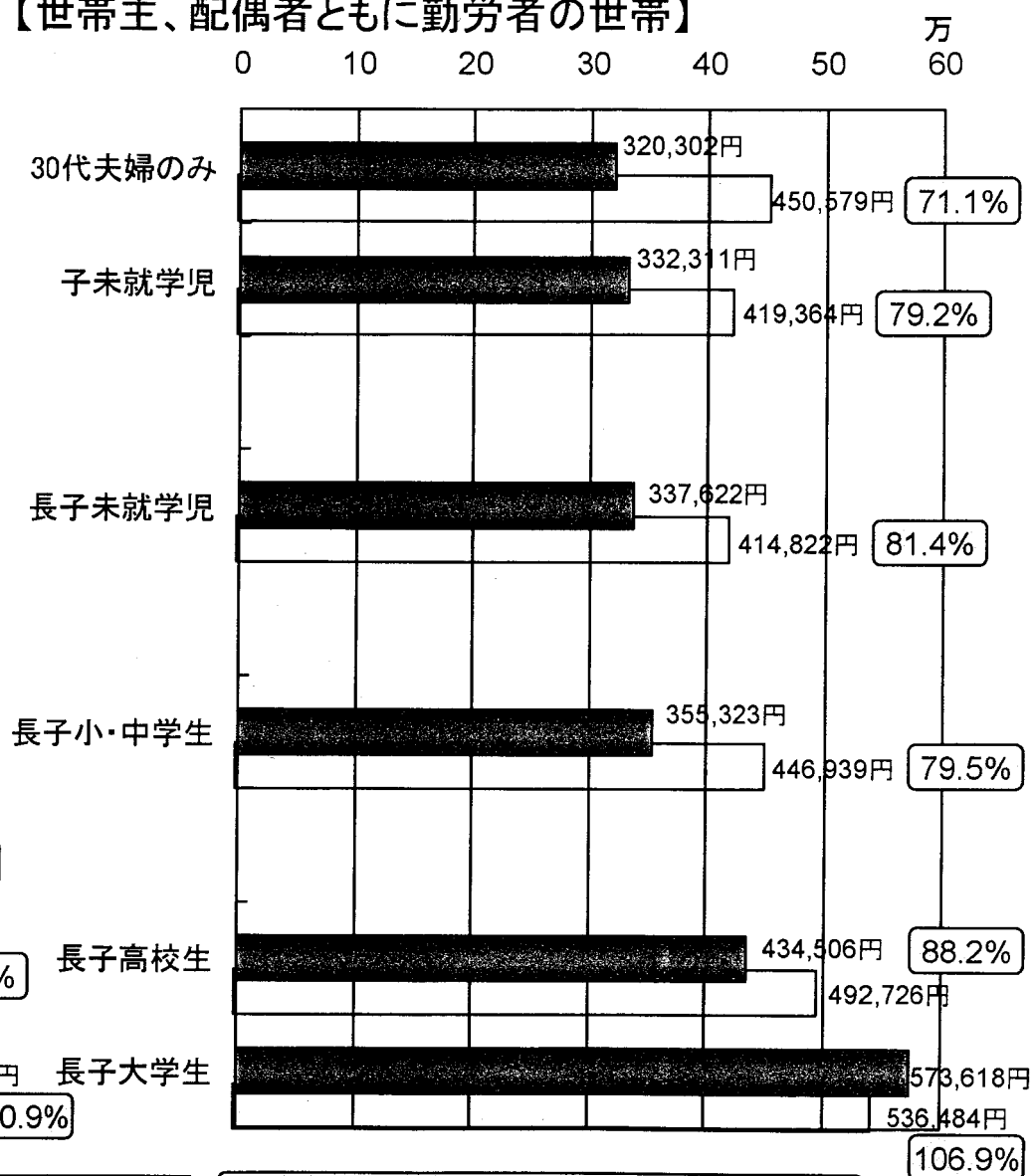
(資料)厚生労働省「第3回21世紀出生児縦断調査結果」(平成16年)

子どもの成長と子育て家庭の家計の変化(共働き世帯との比較)

【勤労者世帯全体】



【世帯主、配偶者ともに勤労者の世帯】



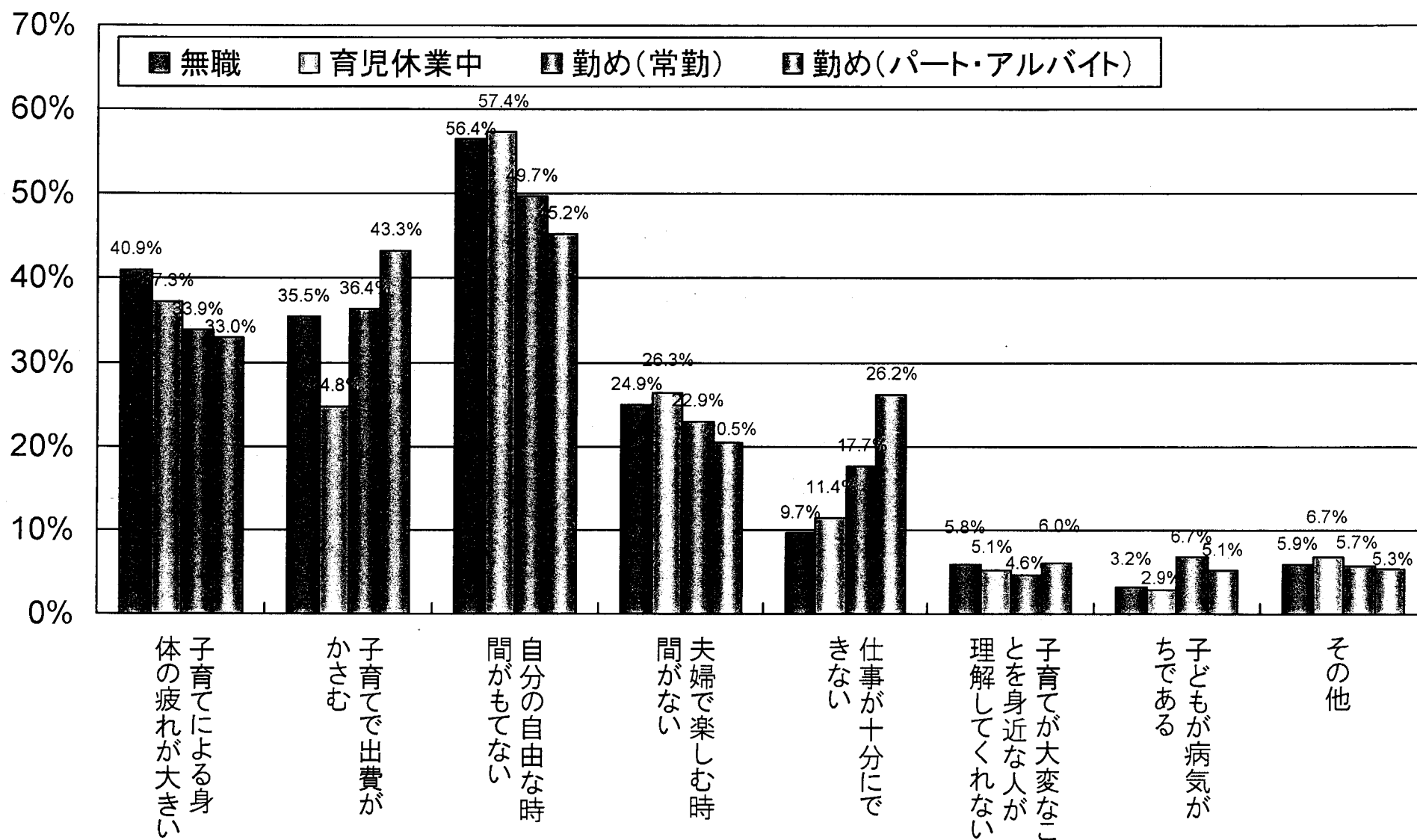
消費支出(土地家屋借入金返済を除く)

可処分所得

(消費支出+土地家屋借入金返済)/可処分所得

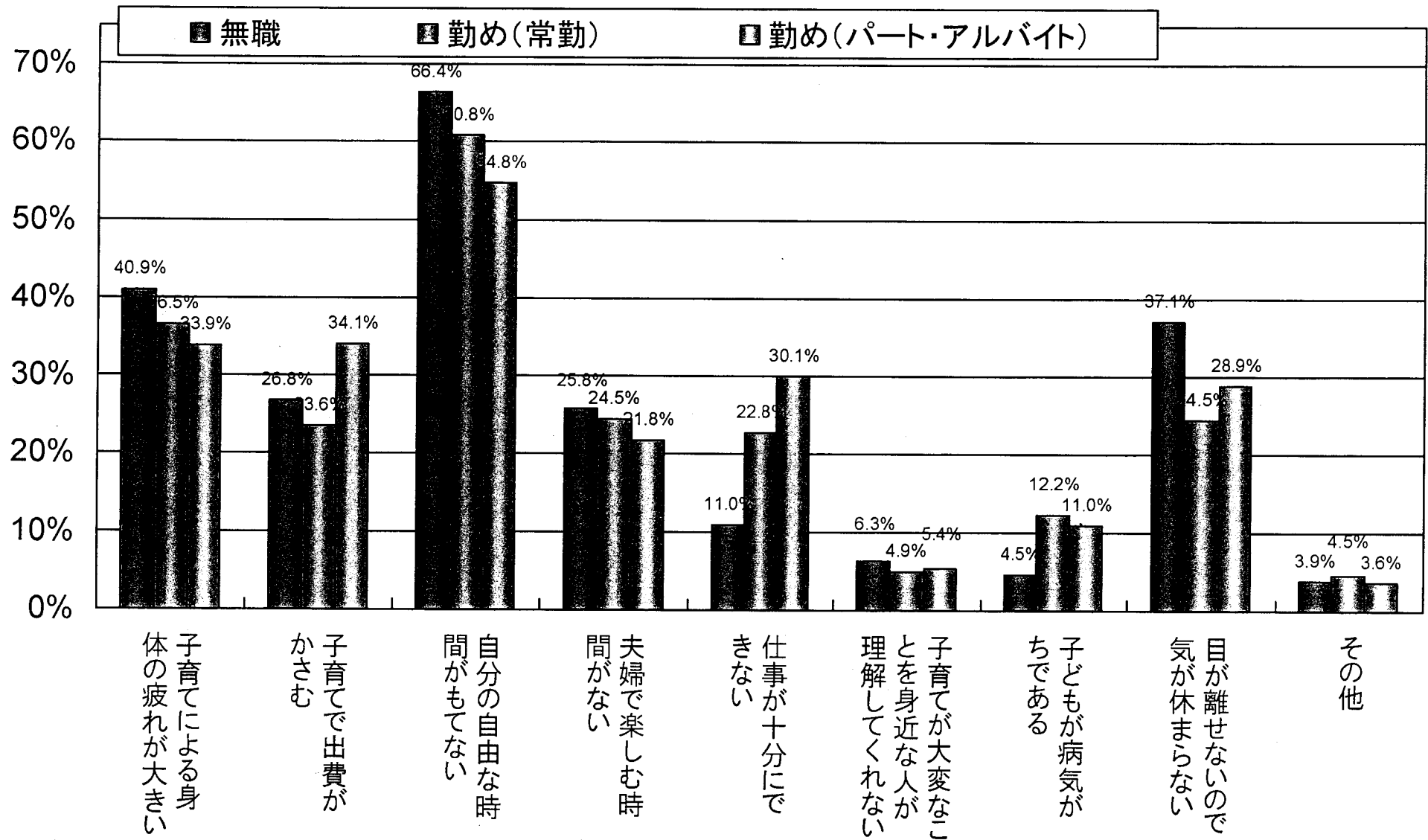
(資料) 総務省「全国消費実態調査」(平成16年)より作成。各世帯類型ごとの1月当たりの支出と可処分所得を比較したもの

子どもをもって負担に思うこと(出産半年後、母の就業別)

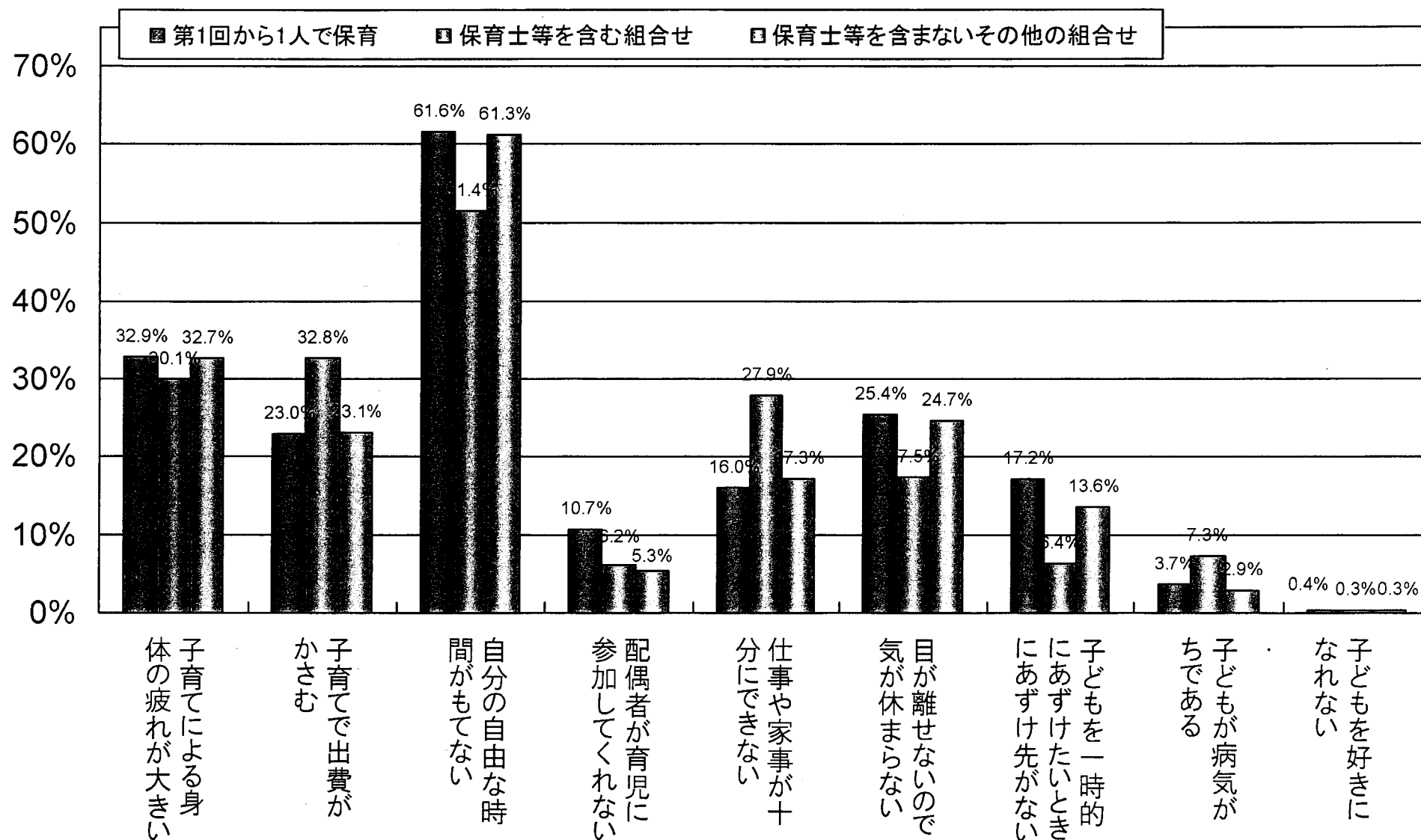


(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査結果」(平成14年)

子どもをもって負担に思うこと(出産1年半後、母の就業別)



子どもをもって負担に思うこと(出産2年半後、保育の形態別)



(注)第1回から第3回調査まで回答を得た者を集計。項目が多いため、主な項目のみ掲げた。

(資料)厚生労働省「第3回21世紀出生児縦断調査結果」(平成16年)

**「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議
基本戦略分科会ヒアリング資料**

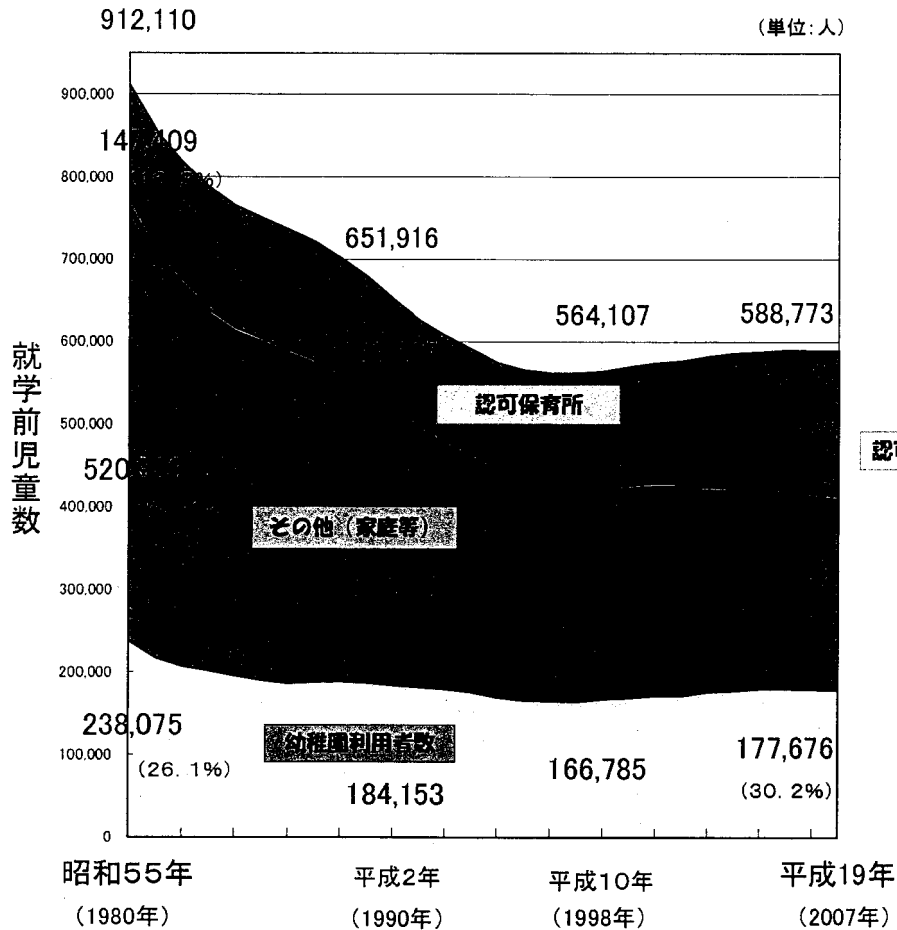
- 目次**
- 1 東京都における保育の状況(その1・その2)**
 - 2 東京都の認証保育所制度について**
 - 3 保育所制度に関する東京都の提案**
 - 4 家庭的保育について**

平成19年10月2日(火)

東京都福祉保健局

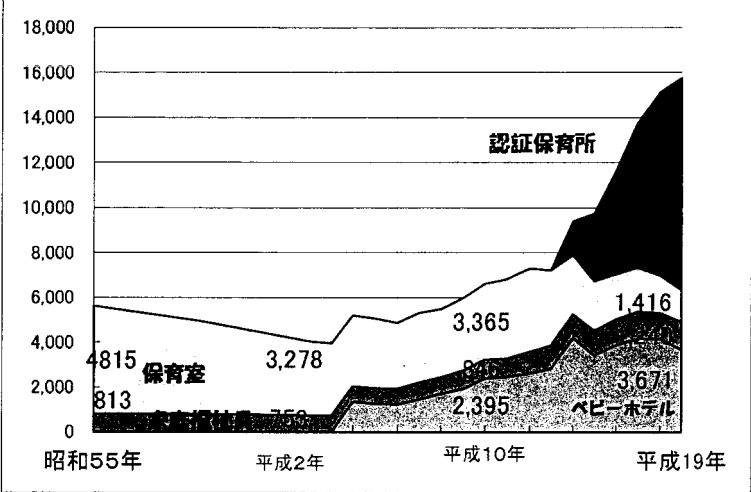
1 東京都における保育の状況(その1)

就学前児童等の推移



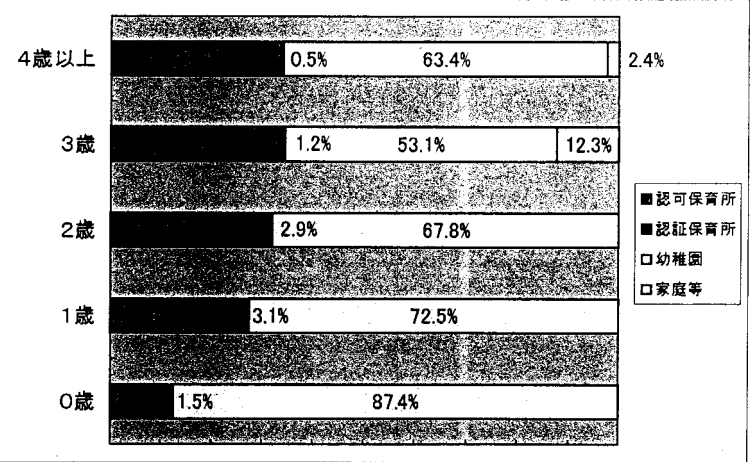
認可外保育施設の内訳

(単位:人)



認可外保育施設
(2.8%)

年齢別保育等の状況 (平成19年)



1 東京都における保育の状況(その2)

1 東京都における保育の特徴

○保育所定員は、過去5年間で、1万7千人増加

・平成14年4月の保育所定員は、認可保育所・認証保育所合計で15万9千人だったが、平成19年4月には17万6千人となり、5年間で1万7千人増加
この内、52%（9千人）は、東京都認証保育所の新設等によるもの。

○保育所待機児童数は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準

平成19年4月の待機児童数は、昨年と比べ307人減少し、都全体では4,601人となったが、依然として高い水準にある。

（参考）待機児童数上位5区市

江東区（352人）、八王子市（336人）、世田谷区（249人）、練馬区（243人）、江戸川区（219人）

○保育サービス需要の局地的な増により、待機児童が発生

特に、大規模マンションの建設等により、人口流入が続いている地域において待機児童が多く発生している（例：江東区、港区等）。

○1～2歳児の待機児童数が多い（全体の72%）

認可保育所では、1～2歳児の定員を超えて入所を受け入れているが、それでもなお待機児童が発生している。

(1) 保育所等の設置状況

	認可保育所		認証保育所	
	施設数(所)	定員(人)	施設数(所)	定員(人)
平成14年	1,603	156,532	75	2,131
平成15年	1,619	158,106	151	4,302
平成16年	1,629	159,715	212	6,173
平成17年	1,635	160,616	271	8,045
平成18年	1,648	162,357	323	9,681
平成19年	1,673	164,807	367	11,130
(対平成14年)	+70	+8,275	+292	+8,999

(注) 各年4月現在

(2) 保育所待機児童数の推移

	待機児童数(人)	対前年増減(人)
平成14年	5,056	
平成15年	5,208	+152
平成16年	5,223	+15
平成17年	5,221	△2
平成18年	4,908	△313
平成19年	4,601	△307

(注) 各年4月現在

(3) 年齢別入所状況

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
認可 保育所	定員	12,454	22,796	28,056	32,629	68,872	164,807
	入所数	10,891	23,319	28,925	32,588	66,949	162,672
	欠過員	1,563	△523	△869	41	1,923	2,135
認証保育所等入所数		2,397	3,983	3,577	1,189	945	12,091
待機児童数		516			613	175	4,601
		11.2%			13.3%	3.8%	100.0%

(注) 平成19年4月現在。認証保育所等入所数には、保育室及び家庭福祉員の利用児童数（平成19年6月現在）を含む。

(4) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数(人)	構成比(%)
就労中(常勤)	1,250	27.2
就労中(非常勤)	1,238	26.9
求職中	1,725	37.5
その他(出産・看護等)	388	8.4
計	4,601	100.0

2 待機児童解消のための取組

【基本的な考え方】

- ・今後3年間で、短期間・集中的に保育定員の増を図る
- ・低年齢児（1～2歳児）の受入れ枠拡大
- ・家庭的保育施策の充実
- ・認定こども園の設置促進

○平成18年12月に策定した「10年後の東京」において、待機児童の解消に取組むことを発表

○平成19年6月、大都市東京のニーズに即した、より効果的な次世代育成支援策を実施するため、全都庁的な組織として「子育て応援戦略会議」を設置（座長：副知事）

○保育サービス利用等に関する実態調査を実施、その結果も踏まえて、保育サービスの充実策、待機児童解消策を策定

2 東京都の認証保育所制度について

認証保育所の創設（平成13年度）

○ 設置根拠（東京都認証保育所事業実施要綱）
 零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設

○ 設置状況（平成19年4月1日現在）
 367所 A型（駅前設置型） 276所（9,268人）
 （11,130人） B型（保育室からの移行など小規模型） 91所（1,862人）

【設置主体別内訳】

A型		B型	
株式会社	189所（68.5%）	個人	73所（80.2%）
有限会社	33所（12.0%）	NPO法人	13所（14.3%）
個人	28所（10.1%）	任意団体	5所（5.5%）
NPO法人	9所（3.3%）		
学校法人	5所（1.8%）		
社会福祉法人	4所（1.4%）		
その他	8所（2.9%）		

○ 制度の目的、特徴

目的	1. 都市型保育ニーズへの対応 2. 保育所の雰囲気 3. 利用しやすい場所にある
特徴	1. 保育士の質 2. 保育士の数 3. 開所時間の長さ 4. 怪我等への対応 5. 給食内容 6. その他 7. 特になし

○ 都市型保育ニーズへの対応
 ・13時間以上開所 100% ・ゼロ歳児保育 100%

認可保育所の状況

○ 設置状況（平成19年4月1日現在）
 1,673所（公立1,000所 私立673所）

○ 都市型保育ニーズへの対応
 ・13時間以上開所 10%（公立7% 私立16%）
 ・ゼロ歳児保育 76%（公立68% 私立89%）

認証保育所のメリット

【利用者の立場から】

- ① 保育を必要とする人が誰でも利用可能
- ② 住所地に関係なく、希望する施設に直接申し込み可能
- ③ 13時間開所が基本
- ④ ゼロ歳児保育の実施
- ⑤ 駅前型で利便性が高い(A型)

【事業者の立場から】

- ① 一定の基準のもとに保育料を自由に設定可能
- ② 創意工夫によるサービス充実で利用者確保
- ③ 賃借物件の改修により、比較的短期間で設置可能

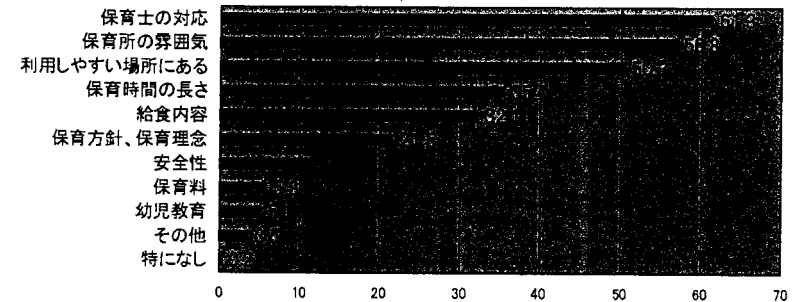
【区市町村の立場から】

- ① 多様化する保育ニーズに対応
- ② 待機児童解消に効果的
- ③ 施設整備費の負担が少ない

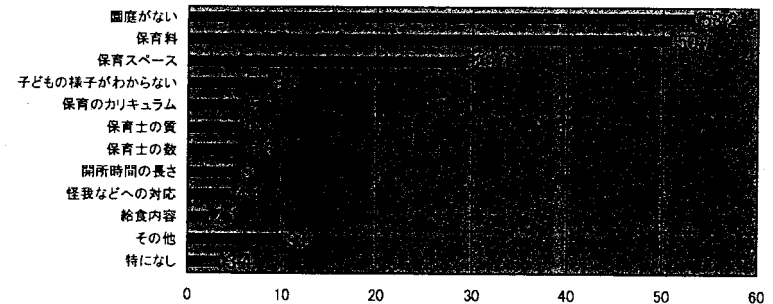
利用者の満足度

（出典：東京都認証保育所実態調査結果報告書 平成16年7月）

特に満足していること



不満に感じていること



3 保育所制度に関する東京都の提案

20年度国への提案要求(保育所制度の抜本改革)

「認定こども園の制度化にとどまることなく、全国画一的な制度である認可保育所制度を、多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す利用者本位の新たな仕組みへと改めるため、都独自の認証保育所で実践している以下の事項を実現すること」

要求項目

- ◆ 入所要件 「保育に欠ける要件を見直し、保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとすること」
- ◆ 利用方法 「利用者が希望する保育所と直接契約できる制度にすること」
- ◆ 保育料 「一定の基準の下に保育所が自ら設定できるようにすること」
- ◆ 財政支援 「施設整備について、民間事業者も対象とすること」
- ◆ 規制緩和 「大都市に見合った面積基準の一層の緩和」
・認可 1人あたり3.3㎡ → 認証(A型) 2.5㎡まで緩和

「保育士以外の資格を持つ人材の有効活用が可能となるよう保育従事員の資格基準を緩和」
・認可 全て保育士資格保有者 → 認証 保育士は6割で可

認可保育所・認証保育所運営費比較

	認可保育所(56百万円/年)	＜定員30人モデル＞	認証保育所(56百万円/年)
国基準 56百万円	都 1/4	0歳 8人 1歳 17人 2歳 3人 3歳 2人 4歳以上 2人 計 30人	都 1/2 16百万円
	区市町村 1/4	56百万円	区市町村 1/2 16百万円
	利用者負担 13百万円		利用者負担 23百万円
	都の交付金などを財源に 区市町村が独自に加算を実施		
	認可保育所 国基準：19年度実施単価 利用者負担：17年度実績 (区部平均 月額 35,240円)		認証保育所 補助金：19年度実施単価 利用者負担：17年度区部平均 (59,000円～67,000円)

<参考> 認可保育所と認証保育所の比較

区別	認可保育所	認証保育所
1 目的 (設置根拠)	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置者	区市町村(59.5%) 社会福祉法人・民間事業者(40.2%)	民間事業者等
3 申込み 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 規模	20人以上(平均28.5人)	①A型 20～120人(平均38.6人) ②B型 6～29人(平均20.5人)
5 施設基準	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
	保育室、遊戯室(6㎡以上) 大当り0.3㎡以上	①A型 3.3㎡以上 (2.5㎡まで緩和) ②B型 2.5㎡以上
(1) 保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場	(1) 1人あたり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人あたり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	同左
6 職員	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
	保育従事者 保育士	保育士以外の者も可 ただし、6割以上は保育士
配置基準	・0歳児：3人につき1人以上 ・1・2歳児：6人につき1人以上 ・3歳児：20人につき1人以上 ・4歳以上児：30人につき1人以上	同左
7 開所時間	1日時間不定	13時間以上が基本
8 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階級別に基き、区市町村が設定	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定、徴収
9 補助金		
運営費	負担金 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	補助金 (都1/2、区市町村1/2)
施設整備費	ハード交付金 (国1/2、区市町村1/4) 設置者1/4	開設準備経費(改修経費) (都1/2、区市町村1/2)

4 家庭的保育について

	都の家庭福祉員制度	国の家庭的保育事業	
		個人実施型	保育所実施型
事業内容	保育技能・経験を有する者がその家庭において、保育を要する子どもを保育する	家庭的保育者が、保育所または児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う	保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う
実施主体	区市町村	次の要件すべてを満たす区市町村 〔 ①入所待機の低年齢児がいる ②0歳児を保育する保育所がある 〕	区市町村
対象児童	3歳未満(区市町村が保育を必要と認めた乳幼児)	3歳未満(日々保育に欠ける低年齢児)	6歳未満(日々保育に欠ける就学前児童)
規 模	3人以内(補助者がいる場合は5人まで)	3人以内(補助者がいる場合は5人まで)	
実施場所	家庭福祉員の自宅	家庭的保育者の自宅または賃貸アパート等区市町村が適切と認めた場所	
保育者の要件等	登録時年齢	満25歳～満62歳	—
	年齢制限	満65歳までの者	—
	養育する子	現に養育している6歳未満の子どもがいないこと	現に養育する就学前児童または介護の必要なものがないこと
	施設基準	—	—
施設基準	保育室	9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上	9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上
	屋外遊技場	—	遊戯に適する庭、又は付近に公園・空き地等があること
保育時間	区市町村が定める(概ね午後6時まで)	—	—
保育料	区市町村が定める	—	—
保育の手続き	要綱上は規定していない(区市へ申込21、家庭福祉員へ直接申込16、市を経由して家庭福祉員へ申込3)	家庭的保育の申込の代行、市町村の認定を受けた児童の保護者に対してあっせんまたは紹介	
運営費(補助基準額)	児童1人当たり毎月31,200円(市)	児童1人当たり毎月36,600円(国) 児童1人当たり毎月31,200円(都) 児童1人当たり毎月26,700円(区市町村)	
運営費の負担割合	都1/2、区市町村1/2	国1/3、都1/3、区市町村1/3	
平成19年6月1日現在 都内の実施数	家庭福祉員 621名 (20区21市) 受託児童数 1,223名	家庭的保育者 7名 (3市のみ) 受託児童数 17名	

【家庭的保育施策の拡充のために】

- (1) 家庭的保育の理念及び位置づけの明確化
- (2) 質の確保のための規程整備(ガイドライン、評価基準、研修プログラムの作成)
- (3) 家庭福祉員への支援体制の整備(補助者、連携保育所の確保)
- (4) 制度の普及と利用促進

すみずみ子育てサポート事業の概要

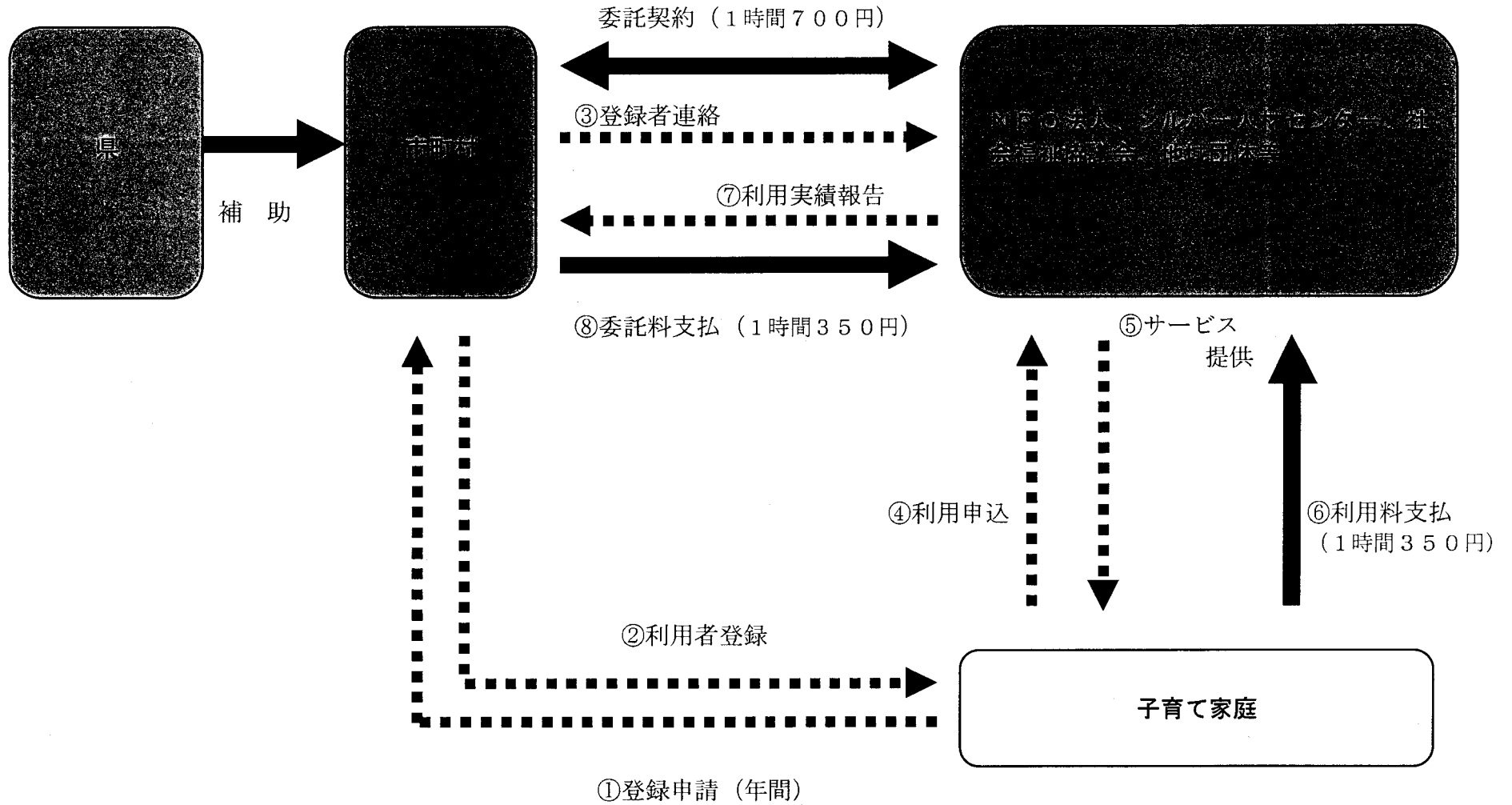
事業の趣旨

- すべての子育て家庭が、身近な地域において気軽に（家庭的雰囲気の中で）子どもの預かりなど子育てへの支援を求めることができる環境づくり
- パートタイム労働や保護者の通院、学校行事参加の場合など、既存の子育て支援サービスでは補うことのできない保育ニーズへの柔軟な対応

事業内容

- 市町が実施する、次の子育てサポート事業に要する経費の一部を補助
 - 1 対象事由
保護者の通院、冠婚葬祭、子どもの学校行事、残業など、一時的に子育てのサポートが必要となる場合
 - 2 事業主体
市町（NPO法人、シルバー人材センター、社会福祉協議会等に委託可）
 - 3 サポート内容
①一時預かり（施設型、派遣型） ②保育所などへの送迎 ③家事援助（食事づくり、掃除、買い物など）
 - 4 利用対象者
小学校就学前および小学校低学年（1～3年生）の子どもがいる子育て家庭
 - 5 補助基準額
 - ・ 利用料金700円/時間（標準利用料）のうち、半額350円/時間（県1/2、市町1/2）
※ただし、第3子以降3歳未満児の利用は700円/時間を補助（「ふくい3人っ子応援プロジェクト」）
 - ・ 保険料400円/人（年額）（県10/10）

すみずみ子育てサポート事業の仕組み



すみずみ子育てサポート事業の背景

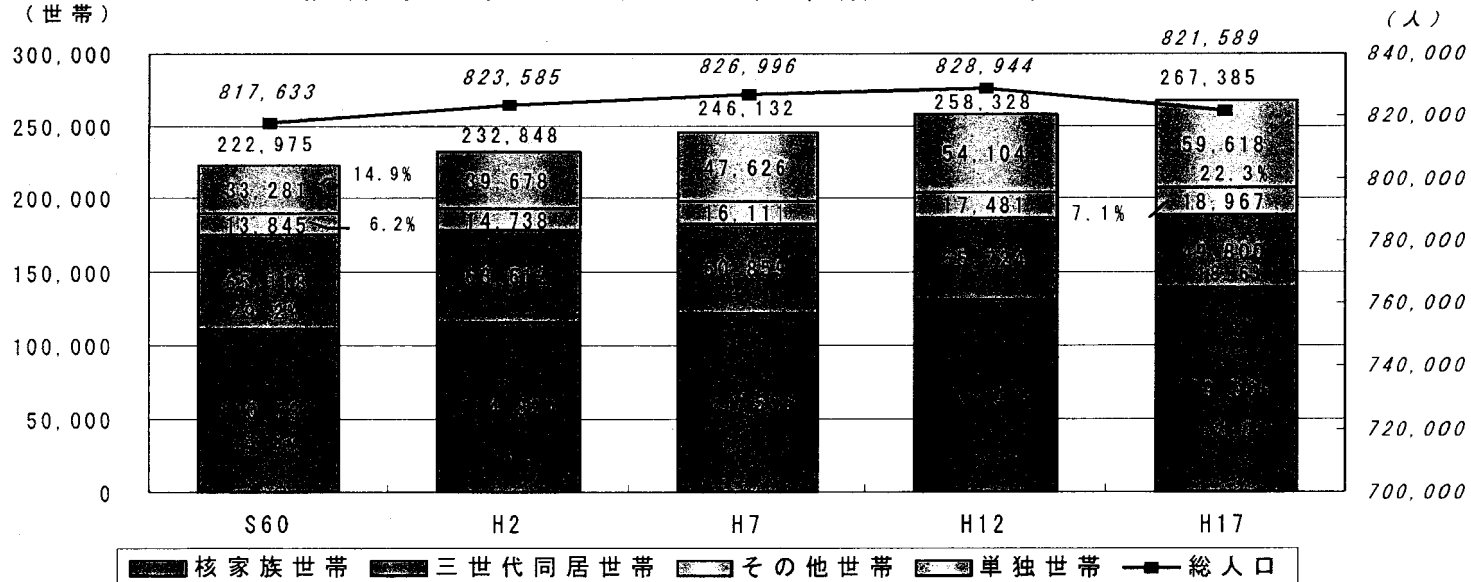
－子育てを取り巻く環境の変化－

○ 福井県の3世代同居世帯割合は全国で2番目に高いものの減少傾向にあり、家庭の子育て機能が低下
⇒ 地域における子育て支援機能の拡充

○ 保育所でのサービスでは十分応えることのできない、保育ニーズの高まり
⇒ きめ細かな保育サービスの拡充

- ・ 普段は在宅で子育てしているが週1・2回の仕事や、土・日の仕事するとき
- ・ 1時間程度、歯医者へ行くときや、入学式など上の子どもの学校行事があるとき
- ・ 夏休みなど小学校低学年の子ども1人では留守番ができないとき

○ 福井県の総人口および世帯類型別世帯数の推移



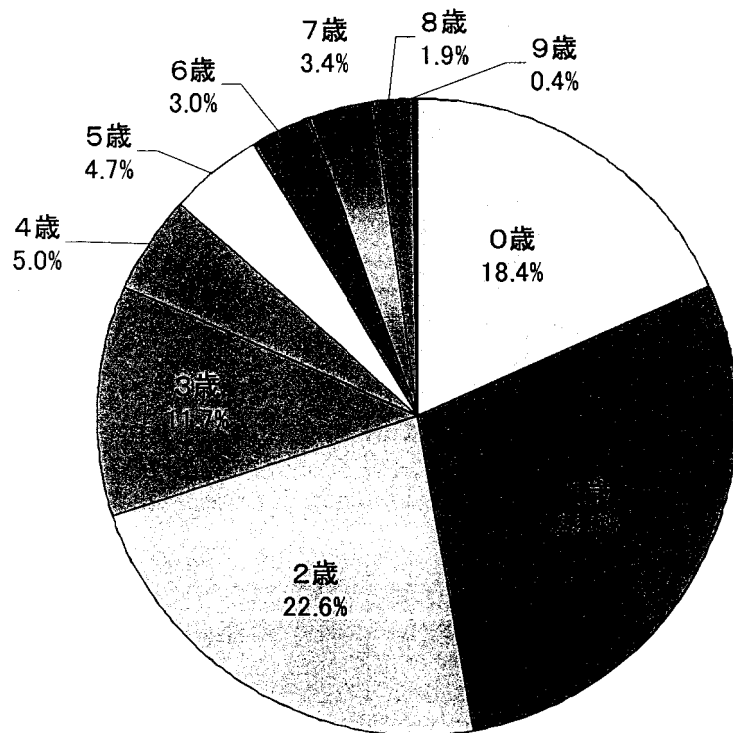
※三世帯同居世帯は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」「夫婦、子どもと他の親族から成る世帯」「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計

すみずみ子育てサポート事業の利用状況

【実施団体内訳】NPO法人7、シルバー人材センター4、相互扶助団体4、生活協同組合3、社会福祉協議会2、他

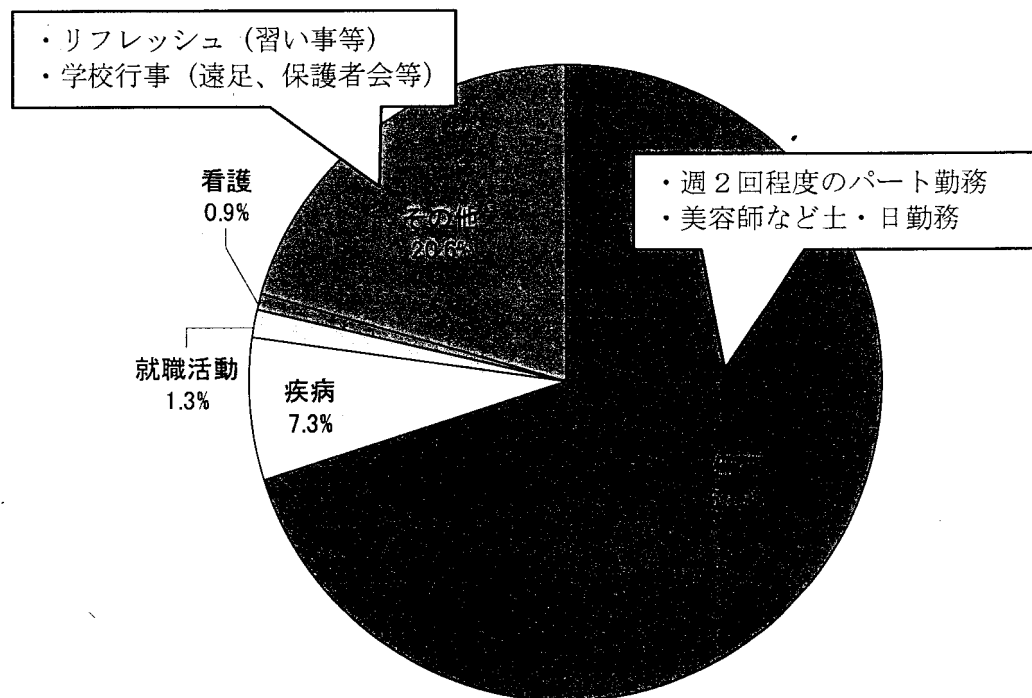
年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施箇所	5か所（5市）	15か所（8市）	22か所（9市1町）
利用者数	延べ606人	延べ6,272人	延べ23,007人
16年度比	—	10.3倍	38.0倍
利用時間	2,046時間	25,427時間	82,870時間
16年度比	—	12.4倍	40.5倍

○利用児童の年齢別構成



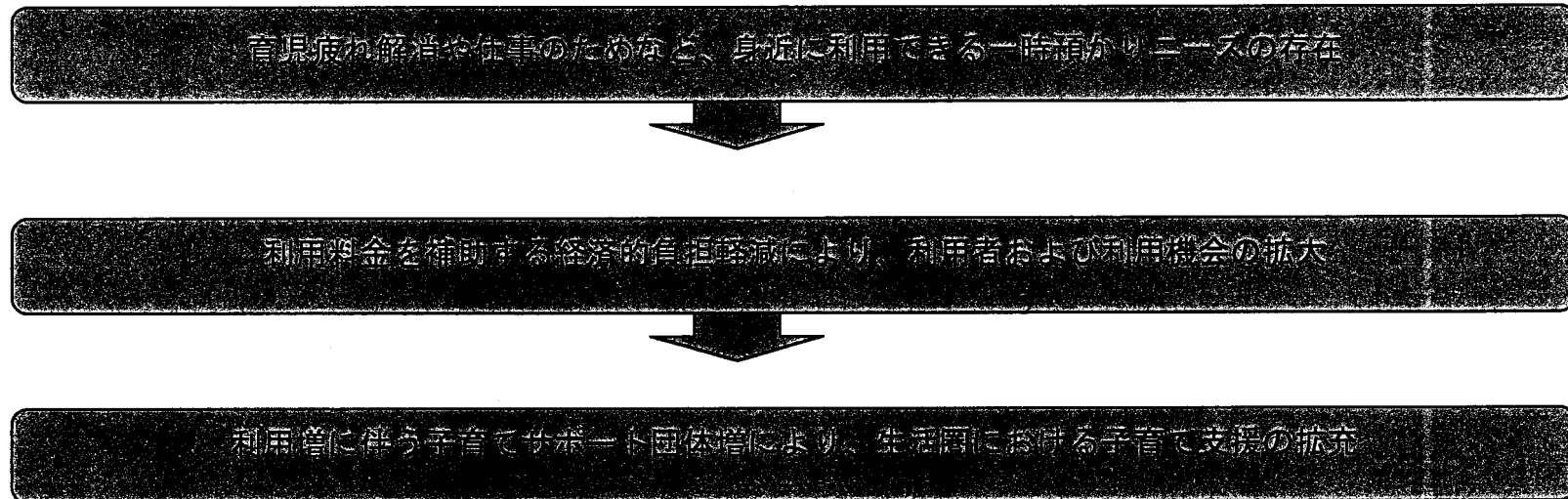
※福井市、敦賀市、小浜市の利用児童の内訳（平成18年度）

○サービス利用の理由



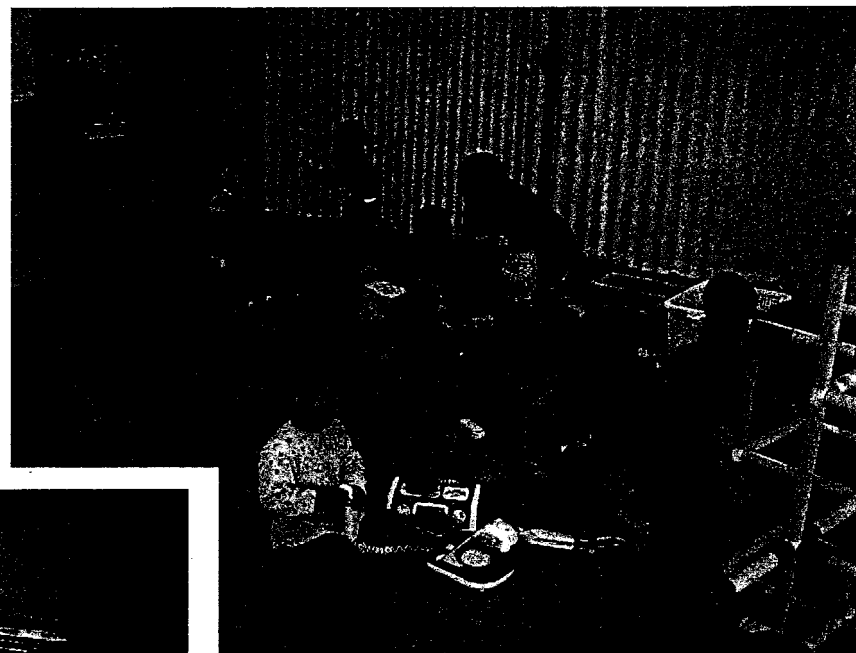
※小浜市「わくわくらぶ」延べ利用者316人の内訳（平成19年8月）

すみずみ子育てサポート事業拡充の要因



- 保育に欠ける子どもに対する保育サービスとは別の仕組みとして、すべての子育て家庭を対象に、そのニーズに対応
- 地域の子育て機能の活用を図り、身近なところで利用しやすい、低額の子育て支援サービスを提供

すみずみ子育てサポート事業の預かり風景



地域子育て支援拠点の活動 と地域子育て支援のあり方



特定非営利活動法人びーのびーの 理事長
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
奥山 千鶴子

<http://www.bi-no.org>



活動の背景 ～なぜ乳幼児期？～

★家庭での育児困難★

0, 1, 2歳児の子どもの在宅子育て率 8割

育児不安 (共働きの親46.7%、専業主婦70%)

イライラすることが多い (1981年 10.8% → 2000年 30.1%)

児童虐待相談処理件数 (1990年 1,101件 → 2004年 32,979件)

児童虐待死亡数 (2004年58件中、4割が1才未満、7割が4ヶ月未満)

夫の不在

(2003年 夜11時から翌朝3時まで帰る夫、南関東で20%)

18歳未満の子どものいる世帯

(1975年 53% → 2003年 28.3% 厚生労働省 国民生活基礎調査)

6歳未満のいる世帯の核家族率 78.6% (2000年国勢調査)

子どもの世話をしたことの無い親

あなたはご自分の子どもが生まれるまでに、他の小さい子どもさんにたべさせたり、おむつをかえたりした経験はありましたか

(1980年大坂レポート 41% → 2003年兵庫レポート 56%)

(大坂大阪人間科学大学社会福祉学科(精神科医) 教授 原田正文)



地域子育て支援のあり方

孤独な子育てをなくしていくために

子育て家庭の最初の一歩を応援する

(Sure Start 確かなはじまり)

(Starting Strong 人生の始まりを力強く)

すべての子育て家庭を視野に入れる

- 乳幼児家庭への訪問事業（地域のリソースにつなげる）
- ひろば、地域子育て支援拠点事業（居場所、関係づくり）
- 一時預かり事業（在宅家庭・育休利用者に対応）

地域子育て支援拠点事業

ひろば型

センター型

児童館型

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施
 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

施設のつどいの広場を
開設して実施

出張ひろば(加算)
→次年度開設のステップ

地域の子育て力を
高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成、世代間・異年齢
児の交流、父親の育児参加
促進、公民館等地域に
出向いた支援活動

子育てに知識・経験を有する者
(2名以上)

週3日以上、1日5時間以上

専任の保育士等を配置して
園庭や専用スペース、
地域資源を活用して実施

※公民館等地域に出向いた
地域支援活動の実施が必須

保育士等(2名以上)

週5日以上、1日5時間以上

民営の児童館の学齡児が
来館する前の時間を活用し、
子育て中の当事者等を
スタッフとして交えて実施

地域の子育て力を
高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成

子育てに知識・経験を有する者
(1名以上)+児童館職員の協力

児童館型



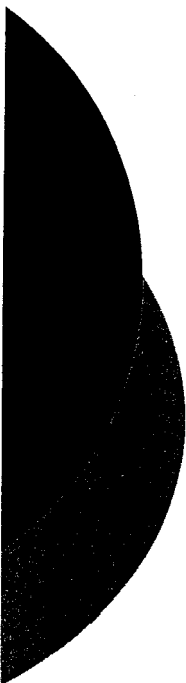
子育てひろば全国連絡協議会

つどいの広場全国連絡協議会（平成16年4月設立）を経て
設立

- 研修セミナーの実施
- 調査研究
- 研修プログラムの開発
- 会員管理（現在会員数 260団体・個人）
- 情報提供
- 関連商品開発（ひろば支援ツールの開発）
- 社会的提言

平成19年2月 法人化しました！

「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」



地域子育て支援の拠点における プログラム活動のあり方

地域子育て支援の拠点における機能とプログラム —平成16年度、17年度の全国調査を通して—

渡辺顕一郎(子育てネットくすくす理事長)

- (1) 居心地の良い場をつくりだす
- (2) 親同士の支えあいを促す
- (3) 利用者を支援に結びつける
- (4) 地域の人たちの交流をつくる
- (5) 地域の関係機関・団体とのネットワーキング
- (6) 親としての成長を促す



子育てひろばの位置づけ

- 妊娠、出産、乳幼児期の子育て家庭が気兼ねなく集まり交流できる場
- 乳幼児期の子どもたちが安心して、のびのびと遊べる場
- 子育ての情報を得たり、交換できる場
- 親子が育ち合う仲間と出会える場
- 子育て経験や体験を通じて、親同士が学び合える場
- 親自身が主体となれる場、人との関係性を育める場
- 子育ての悩みに寄り添って聞いてくれるスタッフがいる場
- 地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場

子育て支援と当事者性、協働

○子育て支援は何のためにしているのか？

→ ・親自身が自分の課題を認識し、自分自身がゆるがない親として成長できるように

・子どもは、親だけでなく地域や多くの関係性の中で育まれるものだとして親も地域も認識できるように

(決して親役割の肩代わりではない)

○親支援、家庭支援は、日本で行政が担えるのか？研究がされているのか？

→ まだ始まったばかり。NPO, 住民組織、行政、専門家(心理、家族援助、幼児教育など)の協働・連携がかかせない。

親、支援者、機関の自主的・補完的成長が地域をたがやす

2006年度法人びーのびーのとして 横浜市港北区内3ヶ所で運営

★おやこの広場びーのびーの菊名ひろば

(横浜市社会福祉協議会 親と子の
つどいの広場事業) 毎日10組の親子利用



★妙蓮寺ほっとプラザ ゆーのびーの

独自事業

一時保育とグループ保育(6組)事業

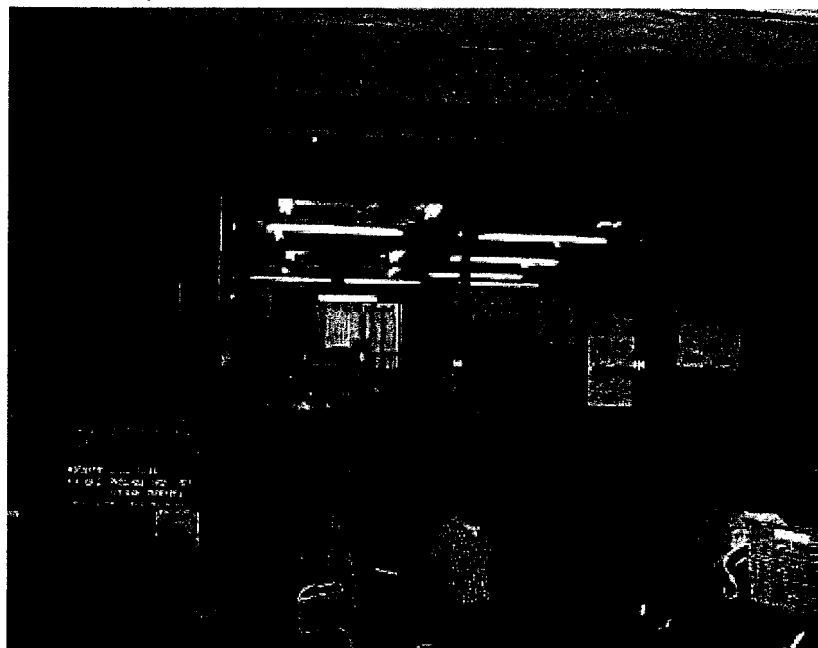
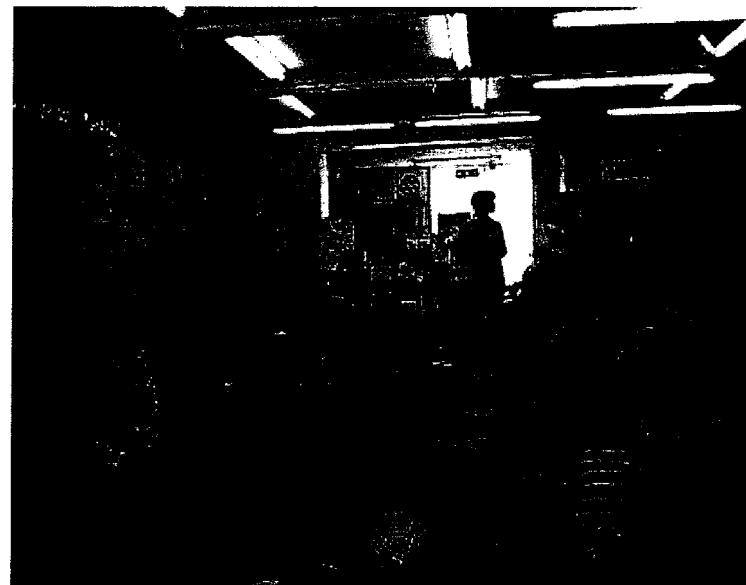


★港北区地域子育て支援拠点 どろっぷ

(横浜市こども青少年局・
港北区委託事業) 毎日80組の親子利用



おやこの広場びーのびーの (改装前)

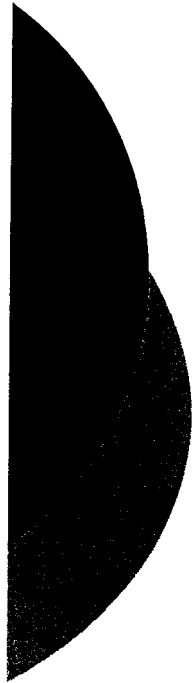


おやこの広場びーのびーのとは。。。

おやこの広場は、駅前商店街の一角に立地し気楽に親子が集える場所として開設。(2000年4月スタート)地域の人たちに支えられながら、みんなで子育てを担い、ともに育ち合うことを大切に、親の育児負担感を減らし、子育ての社会化を目指した活動



改装後の菊名ひろば(2005年春)



ゆーのびーの



2歳児からはじまるグループ保育と一時預かり

■事業展開の経緯

- ・専業主婦の一時預かりに対する抵抗感の払拭
- ・育児のパートナーとしての保育者
- ・働いていない人にも子どもの保育を可能にするシステム
- ・子どもの視点でのゆるやかなグループづくり
(親から離れて、子ども同士の関わりへの助走期間)

港北区地域子育て支援拠点「あつち」

次世代育育
最優先事業
美施事美

初めての在宅育児
託

01

02

03

04

05

06



新しい施設運営のあり方を目指して

- 民設民営方式でありながら、
公的委託による運営
- 委託契約書・仕様書などの取り交わしと別個
に、
「協働協定書」の締結を目指して
- 施設運営の評価・成果の見出し方
- NPOの独自性と当事者性×
行政の公平性と普遍性

★本施設運営を実現するための計画に
常に立ち戻りそもそも「何を実現したいのか？」
「したかったのか？」を忘れない。言い続けること
またその主張を支える為に必要なゆるがない活動成果



どろっぷ概観↓





地域子育て支援拠点事業に 求められる視点

○子育て家庭への共感

孤立化の予防

○出会いの場

地域への足がかり(親)

子育て家庭との出会い(地域の方、ボランティア)

○次世代を育む地域の循環づくり

ひろばを通じてすべての世代がつながる



地域子育て支援拠点事業の課題

課題

- 地域子育て支援事業の法的な位置づけがあいまい
- 数の確保 中学校区にひとつの拠点？
- 地域にひらかれたひろば事業の意味
- ひろば機能の理解
- 親子がつどう場、親理解
- 当事者性と専門性
- ひろばスタッフの役割・研修
- 地域子育て支援センターとひろば事業
- NPOなど市民団体と行政との協働